

訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

1 事業所の概要

事業者（法人）の名称	公益社団法人 地域医療振興協会
代表者氏名	理事長 吉新 通泰
所在地	東京都新宿区平川町 2-6-3
連絡先	03 - 5210-2921

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地

事業所名称	トナリノ訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	1972000143
事業所所在地	山梨県上野原市上野原 3549 番地
連絡先	0554-56-8827 FAX：0554-56-8837
相談担当者名	管理者 飯島 香
事業の実施地域	原則として上野原市内、それ以外の地域は応相談

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するためには必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態または要支援状態の利用者の立場に立った適切な訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮して、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身機能の維持回復を図ります。利用者の心身の状況や環境を的確に把握し常に医学の進歩に対応しながら適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、国民の休日、年末年始 12/29～1/3 は休業とする
営業時間	8時30分～17時15分 営業時間外の訪問看護については、別途定め対応します。 大雪・台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがあります。

(4) 事業所の職員体制

管理者 1 名 常勤兼務 (看護師)	従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において想定されているサービスの実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について必要な指揮・命令を行います。
看護師 2 名以上	事業所の利用申込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。

3 サービスの内容及び費用

(1) サービスの内容

サービスの種類	サービス内容
訪問看護（介護 予防訪問看護）計 画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を含めた訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成します。
訪問看護(介護 予防訪問看護) の提供	訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 医師の指示による医療処置 ③ 在宅酸素・人工呼吸器・膀胱留置カテーテル・胃ろう等の管理・中心静脈栄養・褥瘡処置など ④ 清潔援助（入浴、清拭など） ⑤ 排泄ケア ⑥ リハビリテーション ⑦ ターミナルケア ⑧ 療養生活や介護方法の指導

(2) 職員の禁止行為、職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用回数・時間

- ① 居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画に定められた訪問看護時間および回数に基づいて訪問看護サービスを提供いたします。
- ② 介護保険から医療保険に変更になった場合は、医療保険の基準に準じて提供します。

(4) 提供するサービスの利用料金

① 介護サービス ※指定訪問看護ステーションの場合

サービス 提供時 間数	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス 提供区分	20分未満				
訪看 I 1	314	3,140円	314円	628円	942円
	30分未満				
訪看 I 2	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分以上1時間未満				
訪看 I 3	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満				
訪看 I 4	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

② 介護予防サービス ※指定訪問看護ステーションの場合

サービス 提供時 間数	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス 提供区分	20分未満				
予防訪看 I 1	303	3,030円	303円	606円	909円
	30分未満				
予防訪看 I 2	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満				
予防訪看 I 3	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満				
予防訪看 I 4	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、サー

ビス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

(5) 加算料金

加算項目	基本単 位	利用料	利用者負担			算定回数
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	月1回 (毎月)
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	
特別管理加算Ⅰ	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	月1回 (毎月)
特別管理加算Ⅱ	250	2,500円	250円	500円	750円	
ターミナルケア加算	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月
初回加算Ⅰ	350	3,500円	350円	700円	1,050円	初回のみ
初回加算Ⅱ	300	3,000円	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1回あたり
複数名 訪問加算Ⅰ	30分未満	254	2,540円	254円	508円	1回あたり
	30分以上	402	4,020円	402円	804円	
長時間訪問看護加算	300	3,000円	300円	600円	900円	1回あたり
特別地域訪問看護加算	所定単位数の15/100を加算(1月につき)					
その他の費用						
死後の処置	10,000円 看取りの際、処置に必要な物品を含む					
交通費(上野原市内無料)	上野原市外 50円/1km (上限1,000円)					

4 虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び職員は、サービス提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は職員に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後もその秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報保護について

- ① 事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者お及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際しての複写料が必要な場合は利用者負担となります。）
- ④ 感染症及び災害等の緊急時には、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合は使用することがあります。

6 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 特に利用者の身体に接触する器具については使用毎に消毒します。
- (4) 職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 相談・苦情窓口

トナリノ訪問看護ステーション：飯島 香

電話番号 (0554) 56-8827

山梨県国民健康保険団体連合会 (*水曜日; 9:00~16:00)

電話番号 (055) 233-9201

上野原市役所・長寿介護課

電話番号 (0554) 62-3128